

別記

審査及び評価基準

ア 1次審査

確認内容	対象様式
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(2) 山鹿市の指名停止期間中でないこと。なお、告示日から参加申込書等の受付終了までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(4) 代表者又は役員等が、山鹿市が行う契約等からの暴力団等排除に関する措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(5) 山鹿市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は山鹿市物品購入契約等の入札参加資格を有する者	・ 資格要件確認書（様式第3号）
(6) 平成25年4月1日以降に地方公共団体が発注した公営住宅の新築・建替えに係る基本計画策定業務及び民間活力導入可能性調査（同一業務に限らない）を元請として完了した実績を有する者	・ 資格要件確認書（様式第3号） ・ 企業の業務実績調書（様式第4号）

注1：公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、上記（1）～（6）の要件をすべて満たす者を、提案資格を有する者とする。

注2：募集要領の「10 その他留意事項」の（2）に該当することが明らかになったときは、失格となることがある。

イ 2次審査

評価項目	配点	評価の視点	主たる対象様式
(1) 企業の評価	8	・類似業務の実績と内容、その他参考事例等は明確かつ本業務に有益なものか。	・企業の業務実績調書（様式第4号） ※1次審査時に提出されたもの
(2) 配置技術者の評価	7	・管理技術者に類似業務の実績が十分にあるか	配置予定管理技術者の資格・経歴等（様式第6号）
(3) 業務遂行能力	5	・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか	業務の実施体制（様式第5号）
(4) 企画提案書	15	【実施方針・業務手順・工程計画】 ・提案者のノウハウ、優位性等に基づいた本業務の実施方針等が本業務の目的に沿って明確に示されているか ・浦田団地の検討にあたって想定される課題やその対応方針が明確に示されているか ・業務手順及び工程は効率的か	・企画提案書（任意様式）
	40	【課題1】 ・供給戸数や移転・住替え等について、提案者のノウハウ、優位性等に基づく提案が明確かつ具体的に示されており、手法等は効果的か ・上位計画（山鹿市営住宅長寿命化計画、浦田団地基本構想業務、山鹿市公共施設等長寿命化計画、公営住宅に係るPPP/PFI導入推進事業報告書）等の内容を踏まえた現実的な提案となっているか ・昨今の少子化問題の解決の糸口となるべく移住・定住の促進に向けた子育て世帯向けの住宅整備について、優位性等に基づく提案が明確かつ具体的に示されており、手法等は効果的か ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか	・企画提案書（任意様式）
	15	【課題2】 ・民間活力導入効果を高めるために、提案者のノウハウ、優位性等に基づく提案が明確かつ具体的に示されており、手法等は効果的か ・提案内容の実現性等に係る民間事業者等へのヒアリングの実施手法等について十分に検討されているか	・企画提案書（任意様式）
(5) 業務参考見積額	10	(提案価格のうち最低価格÷提案者の提案価格)×10点)	業務参考見積書（任意様式）